

平成 29 年 3 月

ファイアーマスターご販売店様各位

ファイアーマスター自動車用消火剤の製造販売中止のお知らせ

平成 29 年 4 月より施行の、改正消防法によりファイアーマスターが該当する、小型消火器具（エアゾール方式）の自主表示が義務化されました。

ファイアーマスターは英国法規による検定取得の為にこれら自主表示すべき検査のすべてをクリアしてはおりますが、英文の翻訳、使用した実験測定器具の仕様の確認等の作業を行わねばならず、そのための必要期間がかなり長期である事が判明しました。（容器の耐食試験に必要な期間を含む。）

従って、4 月 1 日以降の販売と陳列をする事が出来ません。違反に対しては罰則規定が適用され、お取引店様各位に多大なご迷惑をお掛けすることも考えられますため、弊社よりの販売を中止し、お得意様におかれましても 4 月 1 日以降の販売を中止頂くようお願い申し上げます。

今後の販売再開に関しましては別途ご案内申し上げます。詳細に関しましては弊社にお問い合わせ下さい。

株式会社ファイアーマスタージャパン

代表取締役

田中一誠